

消費税の軽減税率制度に対応した 経理・申告ガイド

～区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで～

国税庁



- 軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります。
- このガイドは、事業者の方にとっておいていただきたい軽減税率制度の概要と、消費税課税事業者の方を対象とした「区分経理（記帳）」から「消費税申告書の作成」までの基本的な流れを説明しています。
- 軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」[\[国税庁 軽減税率\]](#) [\[検索\]](#) に、軽減税率制度に関する説明会の開催日程についても特設サイト「消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧」[\[軽減税率説明会\]](#) [\[検索\]](#) に掲載しています。
- 軽減税率制度・軽減税率対策補助金等・消費税価格転嫁等に関するお問い合わせは、各専用ダイヤル等（15ページ参照）で受け付けています。
- このガイドでは、一般的な事項について説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

QRコードから
特設サイトへ



1 軽減税率制度の概要

- 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品＝人の飲用又は食用に供されるもの（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 日々の業務で対応が必要となること

仕 入 れ（経 費）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式（次頁参照）の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。



軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率の異なるごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率の異なるごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

● 軽減税率制度が実施される令和元年10月1日を含む課税期間（例：平成31年1月1日～令和元年12月31日）の税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」という)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17/63)	1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

● 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

《請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式の比較》

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称
令和元年10月1日から 令和5年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率対象品目である旨 ⑦ 税率の異なるごとに合計した税込金額

(注) 1 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、現行どおり、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

2 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率対象品目である旨」や「⑦税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

● 帳簿と請求書の記載例

請求書

株〇〇御中

XX年11月2日

割り箸 550円

牛肉 ※ 5,400円

合計 43,600円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

株△△

税率の異なるごとに合計した税込金額

税率（10%、8%）の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳（仕入れ）			
XX年		株〇〇	
月	日	摘要	借方
11	2	株△△ 雑貨	22,000
11	2	株△△ 食料品 ※	21,600
：	：	：	：

※は軽減税率対象品目

【請求書】

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

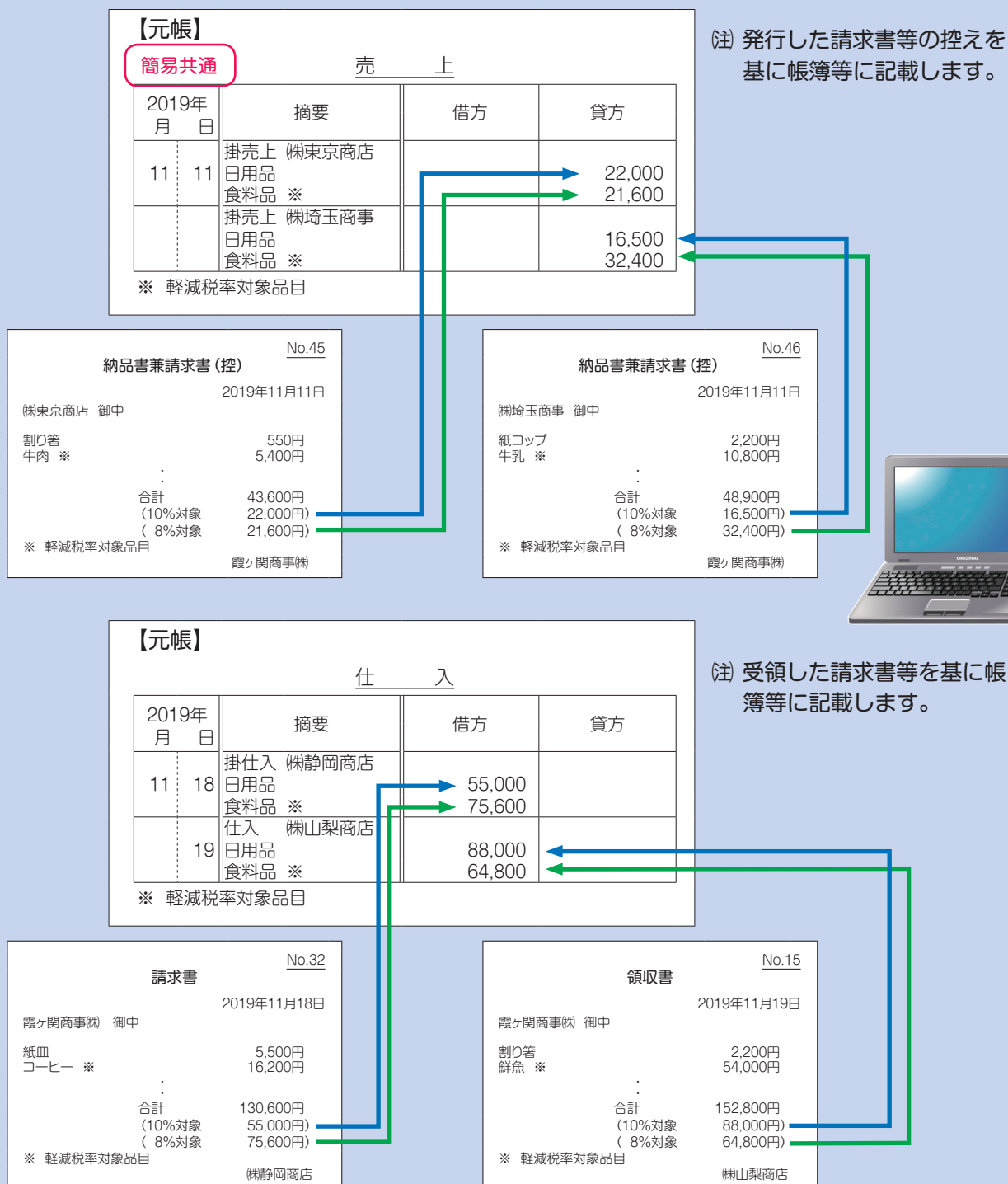
【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

2 区分経理（記帳）

区分記載請求書を基に、帳簿等に記帳します。

（例）会社名：霞ヶ関商事㈱、経理方法：税込、課税期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日



POINT!

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

※ この事例は一般課税での申告書の作成方法を記載しておりますが、区分経理（記帳）や申告に関する計算で簡易課税と共通する項目については、**簡易共通**と表記しています。簡易課税に関する留意点については、15ページ「7 簡易課税制度を適用している事業者の方へ」を参照してください。

3 決算処理

決算を行い、決算書類（損益計算書・貸借対照表等）を作成します。

次ページ「課税取引金額計算表」へ

【元帳】 簡易共通				【元帳】			
売 上				仕 入			
2019年 月 日	摘要	借方	貸方	2019年 月 日	摘要	借方	貸方
	年間計		20,000,000		年間計		15,000,000
	うち8%対象(旧税率)		a 15,000,000		うち8%対象(旧税率)		d 12,000,000
	うち8%対象(軽減)		b 2,500,000		うち8%対象(軽減)		e 1,200,000
	うち10%対象		c 2,500,000		うち10%対象		f 1,800,000
	うち免税		0		うち免税		0
	うち非課税		0		うち非課税		0
	うち不課税		0		うち不課税		0

※ 決算の方法については、特に定めはありませんが、勘定科目ごとのその年の合計額（年間計）のほか、上記のとおり、課税取引（税率別：上記の元帳の例では a～f）、免税取引、非課税取引及び不課税取引ごとの合計額を記載しておくこと、消費税確定申告書の作成が容易となります。

POINT!

消費税の軽減税率は、旧税率と同じ 8% ですが、消費税率 (6.3%→6.24%) と地方消費税率 (1.7%→1.76%) の割合が異なりますので、上記 (a と b、d と e) のとおり区分経理する必要があります。



損益計算書			
自 2019年 1月 1日			
至 2019年12月31日			
(単位：円)			
項 目		金 額	
経常 損益 の部	営業 損益 の部	売上高	20,000,000
		売上原価	14,900,000
		売上総利益	5,100,000
		販売費及び一般管理費	2,200,000
		営業利益	2,900,000
	営業外 損益 の部	営業外収益	
		受取利息・配当金	1,000
		雑収入	0
		営業外収益合計	1,000
		営業外費用	
		支払利息	0
		雑支出	0
		営業外費用合計	0
		経常利益	2,901,000

売上原価	
期首商品棚卸高	500,000
仕入金額	15,000,000
小計	15,500,000
期末商品棚卸高	600,000
差引原価	14,900,000

(注) 決算額を基に決算書類を作成します。

貸借対照表は掲載を省略しています。

帳簿及び損益計算書は記載を簡略化しています。

※ 個人事業者の方は、青色申告決算書又は収支内訳書の作成が必要です。

4 申告書作成

個人事業者の方は、令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば、消費税確定申告書が作成できます。

(1) 課税標準額・消費税額の計算

前ページ「元帳」から

○ 課税取引金額計算表

科 目	決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
簡易共通									
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	① 20,001,000	1,000	20,000,000	a 15,000,000	b 2,500,000	c 2,500,000			
期首商品棚卸高	② 500,000								
仕入金額	③ 15,000,000		15,000,000	d 12,000,000	e 1,200,000	f 1,800,000			
小計	④ 15,500,000								
期末商品棚卸高	⑤ 600,000								
差引原価	⑥ 14,900,000								
差引金額	⑦ 5,101,000								
経費									
租税公課	⑧ 100,000	100,000							
水道光熱費	⑩ 100,000		100,000	75,000					25,000
接待交際費	⑭ 300,000	200,000	100,000	50,000	20,000				30,000
給料賃金	⑳ 1,200,000	1,200,000							
地代家賃	㉓ 500,000	200,000	300,000	225,000					75,000
計	㉔ 2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000				130,000
差引金額	㉕ 2,901,000								
③ + ㉔	㉖ 17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000			

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

簡易共通

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏名又は名称	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 13,888 000	円 13,888 000
①の内訳					
課税資産の譲渡等の対価の額	①-1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①-2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
消費税額	②	※第二表の⑦欄へ	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ	※付表1-1の②X欄へ
				③ 874,944	874,944

【税率 6.3%適用分】

- ① $15,000,000 \times 100/108 = 13,888,888$ [付表 1-2 ①-1C欄]
- ② $13,888,888 \rightarrow 13,888,000$ (千円未満切捨て) [付表 1-2 ①C欄]
- ③ $13,888,000 \times 6.3\% = 874,944$ [付表 1-2 ②C欄]

- ・ 付表 1-2・2-2 は、A、B 及び C 欄の合計を X 欄に記載します。
- ・ 付表 1-1・2-1 の X 欄は、付表 1-2・2-2 から転記します。また、X、D 及び E 欄の合計を F 欄に記載します。
- ※ このページから 13 ページまで同様の記載となります。

消費税の確定申告に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、税率の異なるごとに区分した課税売上げ及び課税仕入れ等を集計する必要があります。

※ 日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分（区分経理）しておく必要があります。

POINT!

決算書類（損益計算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。

消費税申告には、課税期間内の取引を課税取引（税率別）、免税取引、非課税取引及び不課税取引に区分する必要がありますので、区分経理された元帳（3・4ページの元帳を参照）を基に、左記のような表（この事例では国税庁ホームページに掲載の個人事業者用「課税取引金額計算表（事業所得用）」を使用しています。以下「計算表」といいます。）で整理しておくくと便利です。

※ この計算表は、免税・非課税・不課税の取引金額を、B欄にまとめて記載する様式となっています。

個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入れ高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

簡易共通

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称	
区 分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 標 準 額 ①		(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888 000	円 2,314 000	円 2,272 000	円 18,474 000
① の 内 訳	課税資産の譲渡等の 対価の額 ①	(付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の⑤欄へ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429
	特定課税仕入れに係る 支払対価の額 ②	(付表1-2の①-2X欄の金額) 874,944	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑧欄へ 144,393	※第二表の⑨欄へ 177,216	※第二表の⑩欄へ 1,196,553
消 費 税 額 ②		(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑪欄へ 144,393	※第二表の⑫欄へ 177,216	※第二表の⑬欄へ 1,196,553

【税率 6.24%適用分】

- ④ $2,500,000 \times 100/108 = 2,314,814$ [付表 1-1 ① -1 D欄]
- ⑤ $2,314,814 \rightarrow 2,314,000$ (千円未満切捨て) [付表 1-1 ① D欄]
- ⑥ $2,314,000 \times 6.24\% = 144,393$ [付表 1-1 ② D欄]

【税率 7.8%適用分】

- ⑦ $2,500,000 \times 100/110 = 2,272,727$ [付表 1-1 ① -1 E欄]
- ⑧ $2,272,727 \rightarrow 2,272,000$ (千円未満切捨て) [付表 1-1 ① E欄]
- ⑨ $2,272,000 \times 7.8\% = 177,216$ [付表 1-1 ② E欄]



(2) 課税売上割合の計算

○ 課税取引金額計算表

科 目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額(A-B) C	R1.9.30以前(※2)		R1.10.1以後(※2)	
					うち旧税率6.3%適用分 D	うち軽減税率6.24%適用分 E	うち標準税率7.8%適用分 F	
		円	円	円	円	円	円	
売上(収入)金額(雑収入を含む)	①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000	
期首商品棚卸高	②	500,000						
仕入金額	③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000	
小計	④	15,500,000						
期末商品棚卸高	⑤	600,000						
差引原価	⑥	14,900,000						
差引金額	⑦	5,101,000						
経費								
租税公課	⑧	100,000	100,000					
水道光熱費	⑩	100,000		100,000	75,000		25,000	
接待交際費	⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000	
給料賃金	⑳	1,200,000	1,200,000					
地代家賃	㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000	
計	㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000	
差引金額	㉕	2,901,000						
③ + ㉕	㉖	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000	

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称		
区 分		税率3%適用分 A		税率4%適用分 B		税率6.3%適用分 C
課 税 標 準 額		円		円		円
①		000		000		※付表1-1の①X欄へ 円
②		13,888		000		13,888 000
③		※第二表の②欄へ		※第二表の③欄へ		※付表1-1の①・1X欄へ
④		13,888,888		13,888,888		13,888,888

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一 般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称		
項 目		税率3%適用分 A		税率4%適用分 B		税率6.3%適用分 C
		円		円		円
課 税 売 上 額 (税 抜 き)		①		13,888,888		13,888,888
免 税 売 上 額		②				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額		③				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)		④				(付表2-1の③F欄の金額) 18,476,429
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)		⑤				
非 課 税 売 上 額		⑥				
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)		⑦				(付表2-1の③F欄の金額) 18,477,429
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		⑧				(付表2-1の③F欄の割合) [99%] ※端数切捨て

⑩ 13,888,888 [付表 2-2 ①C欄] + 2,314,814 [付表 2-1 ①D欄] + 2,272,727 [付表 2-1 ①E欄]
= 18,476,429 [付表 2-1 ①F欄]

⑪ 免税売上額がある場合に記載します。

⑫ 非課税売上額 1,000 [付表 2-1 ⑥F欄]

(注) 課税取引金額計算表①B欄 1,000 円は、非課税である受取利息です。

⑬ 18,476,429 + 1,000 = 18,477,429 [付表 2-1 ⑦F欄]

⑭ 18,476,429 / 18,477,429 = 99% [付表 2-1 ⑧F欄]

※ この事例では、売上対価の返還等がないものとして計算をしています。

売上対価の返還等がある場合の付表 2-1・2-2 の「課税売上額(税抜き) ①」欄は、旧税率の場合
課税売上額(税抜き) = 課税売上高(税込み) × 100/108 - 売上対価の返還等(税込み) × 100/108
となります。また、売上金額から売上対価の返還等を直接減額する方法で経理している場合は、
減額した後の金額に 100/108 を乗じた金額となります。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏 名 又 は 名 称		
区 分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)	
課 税 標 準 額	(付表1-2の①X欄の金額) 円 13,888 000	⑤ 2,314 000	⑧ 2,272 000	※第二表の①欄へ 18,474 000	
① 課税資産の譲渡等 の 対 価 の 額	① 1 (付表1-2の①-1X欄の金額) 13,888,888	※第二表の⑤欄へ ④ 2,314,814	※第二表の⑥欄へ ⑦ 2,272,727	※第二表の⑦欄へ 18,476,429	

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏 名 又 は 名 称		
項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)	
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	① (付表2-2の①X欄の金額) 円 13,888,888	② 2,314,814	③ 2,272,727	⑩ 18,476,429	
免 税 売 上 額	②			⑪	
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④			※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の④X欄へ 18,476,429	
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤			18,476,429	
非 課 税 売 上 額	⑥			⑫ 1,000	
資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦			※第一表の⑤欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ ⑬ 18,477,429	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧			⑭ [99%] ※端数 切捨て	

(3) 課税仕入れ等の税額の計算

○ 課税取引金額計算表

科 目		決算額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)		
					うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	20,001,000	1,000	20,000,000	15,000,000	2,500,000	2,500,000
期首商品棚卸高	②	500,000					
仕入金額	③	15,000,000		15,000,000	12,000,000	1,200,000	1,800,000
小計	④	15,500,000					
期末商品棚卸高	⑤	600,000					
差引原価	⑥	14,900,000					
差引金額	⑦	5,101,000					
租税公課	⑧	100,000	100,000				
水道光熱費	⑩	100,000		100,000	75,000		25,000
接待交際費	⑭	300,000	200,000	100,000	50,000	20,000	30,000
給料賃金	⑳	1,200,000	1,200,000				
地代家賃	㉓	500,000	200,000	300,000	225,000		75,000
計	㉔	2,200,000	1,700,000	500,000	350,000	20,000	130,000
差引金額	㉕	2,901,000					
③ + ㉔	㉖	17,200,000		15,500,000	12,350,000	1,220,000	1,930,000

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一 般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称	
項 目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	円	円	円	円
				13,888,888	13,888,888
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			15 12,350,000	12,350,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	16 720,416	720,416
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮			720,416	720,416
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯			720,416	720,416
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 ⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				
⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱				
個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑰+(⑱×④/⑦))	⑲				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳				
控除の調整 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
差 引					
控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	21 720,416	720,416
控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ	付表1-2へ	

【税率 6.3%適用分】

⑮ 12,350,000 [付表 2-2 ⑨C欄]

(注) この事例は税込経理ですので、課税仕入れの全額を記載します。⑰、⑲についても同じです。

⑯ $12,350,000 \times 6.3/108 = 720,416$ [付表 2-2 ⑩C欄]

【税率 6.24%適用分】

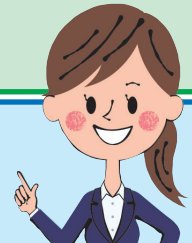
⑰ 1,220,000 [付表 2-1 ⑨D欄]

⑱ $1,220,000 \times 6.24/108 = 70,488$ [付表 2-1 ⑩D欄]

【税率 7.8%適用分】

⑲ 1,930,000 [付表 2-1 ⑨E欄]

⑳ $1,930,000 \times 7.8/110 = 136,854$ [付表 2-1 ⑩E欄]



※ この事例は、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上となりますので、課税仕入れ等の税額の合計額の全額を控除します（この事例では、付表 2-1・2-2 の⑩を⑮、⑯及び㉓に転記します。）。

※ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式で計算します（付表 2-1・2-2 の⑰～㉑で計算します）。個別対応方式又は一括比例配分方式の計算の詳細については、国税庁ホームページ（「消費税及び地方消費税の申告書の書き方」など）をご覧ください。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称		
項 目			旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)			① (付表2-2の①X欄の金額) 円 13,888,888	円 2,314,814	円 2,272,727	円 18,476,429
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)			⑨ (付表2-2の⑨X欄の金額) 12,350,000	⑰ 1,220,000	⑲ 1,930,000	15,500,000
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額			⑩ (付表2-2の⑩X欄の金額) 720,416	⑱ 70,488	⑳ 136,854	927,758
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩+⑬+⑭+⑮)			⑮ (付表2-2の⑮X欄の金額) 720,416	70,488	136,854	927,758
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑮の金額)			⑯ (付表2-2の⑯X欄の金額) 720,416	70,488	136,854	927,758
課 5 課 95 税 税 % 売 売 未 上 上 満 超 割 高 又 が 合 は が 合	個 別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰ (付表2-2の⑰X欄の金額)			
		⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑱ (付表2-2の⑱X欄の金額)			
		個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲ (付表2-2の⑲X欄の金額)			
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳ (付表2-2の⑳X欄の金額)			
		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉑ (付表2-2の㉑X欄の金額)			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 〔(⑬、⑱ 又は ㉑の金額)±㉒±㉓〕がプラスの時		㉔ (付表2-2の㉔X欄の金額) 720,416	㉕ 70,488	㉖ 136,854	927,758
	控 除 過 大 調 整 税 額 〔(⑬、⑱ 又は ㉑の金額)±㉒±㉓〕がマイナスの時		㉗ (付表2-2の㉗X欄の金額)	※付表1-1の㉘D欄へ ※付表1-1の㉘E欄へ 付表 1-1へ		

(4) 差引税額の計算

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ 874,944	※付表1-1の②X欄へ 874,944
		(付表2-2の②A欄の合計金額)	(付表2-2の②B欄の合計金額)	(付表2-2の②C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控除税	控除対象仕入税額	④ (付表2-2の③A欄の金額)	(付表2-2の③B欄の金額)	(付表2-2の③C欄の金額) ②① 720,416 付表 2-2から	※付表1-1の④X欄へ 720,416
	返還等対価に係る税額	⑤			※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤ 売上げの返還等	⑤			※付表1-1の⑤-1X欄へ
額	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		720,416	※付表1-1の⑦X欄へ 720,416
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	※⑪B欄へ	※⑪C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	※⑫B欄へ	※⑫C欄へ ②④ 154,528	※付表1-1の⑨X欄へ 154,528

【税率 6.3%適用分】

②④ 874,944 - 720,416 = 154,528 [付表 1-2 ⑨ C 欄]

(5) 地方消費税の計算

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

簡易共通

〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額) ②⑦ 154,528	※付表1-1の⑫X欄へ 154,528
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ 154,528	※付表1-1の⑬X欄へ 154,528
譲渡割額	還付額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63) ②⑧ 41,698	※付表1-1の⑮X欄へ 41,698
	合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯			

【税率 6.3%適用分】

②⑦ 154,528 [付表 1-2 ⑫ C 欄] 付表 1-2 ⑨ C 欄から転記

②⑧ 154,528 × 17/63 = 41,698 [付表 1-2 ⑮ C 欄]



付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

簡易共通

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏 名 又 は 名 称		
区 分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
消 費 税 額	②	(付表1-2の②X欄の金額) 874,944	※第二表の⑫欄へ 144,393	※第二表の⑬欄へ 177,216	※第二表の⑭欄へ 1,196,553
		(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の②④D欄の合計金額)	(付表2-1の②④E欄の合計金額)	※第一表の③欄へ
控 除 税	控除対象仕入税額	④ (付表1-2の④X欄の金額) 720,416	②② 70,488 (付表2-1の③D欄の金額)	②③ 136,854 (付表2-1の③E欄の金額)	※第一表の④欄へ 927,758
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			※第二表の⑮欄へ
	⑤ 売上げの返還等 の 引 当 金	⑤① (付表1-2の⑤①X欄の金額)			※第二表の⑯欄へ
額	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦ 720,416	70,488	136,854	※第一表の⑦欄へ 927,758
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ	
差 引 税 額	⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額) (②+③-⑦)	154,528	②⑤ 73,905 (付表2-1の④D欄の金額)	②⑥ 40,362 (付表2-1の④E欄の金額)	268,795

【税率 6.24%適用分】

②⑤ 144,393 - 70,488 = 73,905 [付表 1-1 ⑨D欄]

【税率 7.8%適用分】

②⑥ 177,216 - 136,854 = 40,362 [付表 1-1 ⑨E欄]

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

簡易共通

課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏 名 又 は 名 称		
区 分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合 計 F (X+D+E)
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差 引 税 額	⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額) 154,528		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) ②⑨ 114,267	268,795
合計差引地方消費税の 課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬ (付表1-2の⑬X欄の金額) 154,528		※第二表の⑳欄へ 114,267	※マイナスの場合は第一表の⑰欄へ ※プラスの場合は第一表の⑱欄へ 268,795
譲 渡 割 額	還 付 額	⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
	納 税 額	⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額) 41,698		(⑫E欄×22/78) ③⑩ 32,229	73,927
合 計 差 引 譲 渡 割 額 (⑮-⑭)		⑯			※マイナスの場合は第一表の⑲欄へ ※プラスの場合は第一表の⑳欄へ 73,927

【税率 6.24%及び 7.8%適用分】

②⑨ 73,905 [付表 1-1 ⑨D欄] + 40,362 [付表 1-1 ⑨E欄] = 114,267 [付表 1-1 ⑫E欄]

③⑩ 114,267 × 22/78 = 32,229 [付表 1-1 ⑮E欄]

※ 6.24%及び 7.8%適用分の地方消費税率は、同率（消費税額の 22/78）であることから、付表の計算式のとおりに、6.24%及び 7.8%適用分の消費税額を合計した上で、地方消費税率を乗じます。

これで申告書付表は完成しました。完成した申告書付表を確認しましょう。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕										一 般
課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称						
区 分		税率3%適用分 A		税率4%適用分 B		税率6.3%適用分 C		旧税率分小計 X (A+B+C)		
課 税 標 準 額		円		円		円		円		円
①		000		000		13,888 000		13,888 000		円
①の内訳	課税資産の譲渡等の対価の額	①	1	②	1	③	1	④	1	円
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	2	②	2	③	2	④	2	円
	消費税額	②		③		④		⑤		円
	控除過大調整税額	③		④		⑤		⑥		円
	控除対象仕入税額	④		⑤		⑥		⑦		円
②の内訳	返還等対価に係る税額	⑤		⑥		⑦		⑧		円
	先上げの返還等対価に係る税額	⑤	1	⑥	1	⑦	1	⑧	1	円
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	2	⑥	2	⑦	2	⑧	2	円
	貸倒れに係る税額	⑥		⑦		⑧		⑨		円
	控除税額小計 (⑤+⑥+⑦)	⑦		⑧		⑨		⑩		円
控除不足還付税額 (⑦-⑧-⑨)		⑩		⑪		⑫		⑬		円
差引税額 (⑩+⑪-⑫)		⑭		⑮		⑯		⑰		円
合計差引税額 (⑭-⑯)		⑱		⑲		⑳		㉑		円
③の内訳	控除不足還付税額	⑱		⑲		⑳		㉑		円
	差引税額	⑲		⑳		㉑		㉒		円
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑲-⑳)	㉑		㉒		㉓		㉔		円
	還付額	㉑		㉒		㉓		㉔		円
	納税額	㉑		㉒		㉓		㉔		円
合計差引還付額 (㉑-㉒)		㉕		㉖		㉗		㉘		円

付表2-2 課税売上割合-控除対象仕入税額等の計算表 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)										一 般
課 税 期 間		平成31・1・1～令和元・12・31		氏 名 又 は 名 称						
項 目		税率3%適用分 A		税率4%適用分 B		税率6.3%適用分 C		旧税率分小計X (A+B+C)		
課 税 売 上 額 (税 抜 き)		①	円	円	円	円	円	円	円	
免 税 売 上 額		②					13,888,888	13,888,888		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移した資産の価額		③								
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)		④							(付表2.1の①の欄へ)	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)		⑤							18,476,429	
非 課 税 売 上 額		⑥								
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)		⑦							(付表2.1の①の欄へ)	
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		⑧							18,477,429 (付表2.1の③の欄の附記) [99%] ※税率 4%適用	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)		⑨				⑮12,350,000	12,350,000		※付表2.1の③の欄へ	
課税仕入れに係る消費税額		⑩	(⑨A欄×3/100)	(⑨B欄×4/100)		⑯720,416	720,416		(⑨C欄×6.3/100)	
特定課税仕入れに係る支払対価の額		⑪	※⑤及び⑩は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。						※付表2.1の③の欄へ	
特定課税仕入れに係る消費税額		⑫							(⑪C欄×6.3/100) ※付表2.1の③の欄へ	
課税貨物に係る消費税額		⑬							※付表2.1の③の欄へ	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額		⑭							※付表2.1の③の欄へ	
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)		⑮				720,416	720,416		※付表2.1の③の欄へ	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑩の金額)		⑯				720,416	720,416		※付表2.1の③の欄へ	
課5課税別対応高未上調割合の高合	⑰のうち、課税売上上げのみ要するもの	⑰							※付表2.1の③の欄へ	
	⑰のうち、課税売上上げと非課税売上上げと共通して要するもの	⑱							※付表2.1の③の欄へ	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑰+⑱×④/⑦)	⑲							※付表2.1の③の欄へ	
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳							※付表2.1の③の欄へ	
控除税額調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑							※付表2.1の③の欄へ	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒							※付表2.1の③の欄へ	
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 (⑬、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒がプラスの時	㉓	※付表2.1の③の欄へ	※付表2.1の③の欄へ		※付表2.1の③の欄へ	720,416	720,416	※付表2.1の③の欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 (⑬、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒がマイナスの時	㉔	※付表2.1の③の欄へ	※付表2.1の③の欄へ		※付表2.1の③の欄へ			※付表2.1の③の欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額		㉕	※付表2.1の③の欄へ	※付表2.1の③の欄へ		※付表2.1の③の欄へ			※付表2.1の③の欄へ	

第二表 令和元年十月一日以後終了課税期間分

申告書第二表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額		①	付表1-1の①F欄
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 %適用分	②	付表1-2の①-1A欄
	4 %適用分	③	付表1-2の①-1B欄
	6.3 %適用分	④	付表1-2の①-1C欄
	6.2 4 %適用分	⑤	付表1-1の①-1D欄
	7.8 %適用分	⑥	付表1-1の①-1E欄
		⑦	付表1-1の①-1F欄
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	6.3 %適用分	⑧	付表1-2の①-2C欄
	7.8 %適用分	⑨	付表1-1の①-2E欄
消費税額		⑩	付表1-1の①-2F欄
		⑪	付表1-1の②F欄
⑪の内訳	3 %適用分	⑫	付表1-2の②A欄
	4 %適用分	⑬	付表1-2の②B欄
	6.3 %適用分	⑭	付表1-2の②C欄
	6.2 4 %適用分	⑮	付表1-1の②D欄
	7.8 %適用分	⑯	付表1-1の②E欄
返還等対価に係る税額		⑰	付表1-1の⑤F欄
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表1-1の⑤-1F欄
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表1-1の⑤-2F欄
		⑳	付表1-1の⑬F欄
地方消費税の課税標準となる消費税額	4 %適用分	㉑	付表1-2の⑬B欄
	6.3 %適用分	㉒	付表1-2の⑬C欄
	6.2 4 %及び	㉓	付表1-1の⑬E欄
	7.8 %適用分		

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分（一般用）

申告書第一表の記載項目		転記元項目等
課税標準額	①	申告書第二表の①欄
消費税額	②	申告書第二表の①欄
控除過大調整税額	③	付表1-1の③F欄
控除税額	控除対象仕入税額	④ 付表1-1の④F欄
	返還等対価に係る税額	⑤ 申告書第二表の⑰欄
	貸倒れに係る税額	⑥ 付表1-1の⑥F欄
	控除税額小計	⑦ 付表1-1の⑦F欄
控除不足還付税額	⑧	付表1-1の⑩F欄 (マイナスの場合)
差引税額（100円未満切捨て）	⑨	付表1-1の⑩F欄 (プラスの場合)
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮ 付表2-1の④F欄
	資産の譲渡等の対価の額	⑯ 付表2-1の⑦F欄
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰ 付表1-1の⑬F欄 (マイナスの場合)
	差引税額（100円未満切捨て）	⑱ 付表1-1の⑬F欄 (プラスの場合)
譲渡割額	還付額	⑲ 付表1-1の⑯F欄 (マイナスの場合)
	納税額（100円未満切捨て）	㉔ 付表1-1の⑯F欄 (プラスの場合)



5 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施される令和元年10月1日から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者※に対して、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられます。

特例計算の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

6 個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

個人事業者の方については、申告書の作成に便利な「課税取引金額計算表」、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

これまでは、①「帳簿」等から「青色申告決算書」等を作成し、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、区分経理された「帳簿」等から「課税取引金額計算表」等を作成することとなります。

※ 令和2年1月に公開予定の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、決算処理してから「課税取引金額計算表」に転記する内容を、画面の案内のとおりに入力すれば消費税確定申告書が作成できます。

7 簡易課税制度を適用している事業者の方へ

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、事業区分ごとに定められたみなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

なお、売上げに係る記帳、決算及び課税売上げ等の計算については、このパンフレットに記載の区分経理（記帳）や一般課税での申告書の作成方法と同様の手順となります。共通する項目については「簡易共通」と記載していますので、参考としてください（申告書及び申告書付表の様式は、一般課税と簡易課税で異なります）。

また、課税売上げについては、税率ごとの集計のほか、2種類以上の事業を営んでいる場合には、事業区分ごとの集計が必要となります。

簡易課税に係る制度及び申告方法の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

8 免税事業者の方へ

軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

この点、軽減税率制度の実施前でも、免税事業者が課税事業者と取引を行う際には、必要に応じて取引先の仕入税額控除に必要な請求書等の交付が求められる場合がありますように、軽減税率制度実施後についても、課税事業者に対して飲食料品等を販売する際には、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」等の記載のある区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

《軽減税率制度の実施により、請求書等に追加して記載すべき事項》

- ① 軽減税率対象品目である旨
- ② 税率の異なるごとに合計した税込金額

※ 免税事業者は、課税資産の譲渡等に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは、消費税の仕組み上、予定されていません。

軽減税率制度に関するお問合せ先【消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）】

フリーダイヤル 0120-205-553（又は 0570-030-456（有料））【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

上記の各ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）、軽減コールセンターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

軽減税率対策補助金等に関するお問合せ先【軽減税率対策補助金事務局】

フリーダイヤル 0120-398-111 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

URL <http://kzt-hojo.jp>



消費税価格転嫁等に関する相談対応【消費税価格転嫁等総合相談センター】

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。 URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>